

議案第120号

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年久喜市条例第14号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号。以下「情報公開条例」という。)並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)の規定による審査請求について調査審議するため、久喜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関並びに市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等(次条第1号において「公開決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等(次条第2号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものに限る。)並びに市議会個人情報保護条例第21条第5号アに規定する開示決定等、第36条第1項に規定する訂正決定等又は第43条第1項に規定する利用停止決定等(次条第3号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項に規定する開示請求、個人情報保護法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは個人情報保護法第

98条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

- (3) 市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は市議会個人情報保護条例第19条第2項に規定する開示請求、市議会個人情報保護条例第32条第2項に規定する訂正請求若しくは市議会個人情報保護条例第39条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要

がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項に規定する閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱された久喜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第19条第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 この条例の施行前に久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第25条の2第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。